

政府保証第3回民間資金等活用事業推進機構債券
発 行 要 項

1. 債券の名称 政府保証第3回民間資金等活用事業推進機構債券
2. 債券の総額 金500億円
3. 各債券の金額 1000万円
4. 社債、株式等の振替に関する法律の適用 本債券は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）の規定の適用を受ける。
5. 利率 年0.001パーセント
6. 払込金額 額面100円につき金100円25銭6厘
7. 償還金額 額面100円につき金100円
8. 償還の方法及び期限
 - (1)本債券の元金は、令和9年11月29日にその全額を償還する。
 - (2)償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。
 - (3)買入消却は、いつでもすることができる。
9. 利息支払の方法及び期限
 - (1)利息は、払込期日の翌日から償還期日までつけ、令和2年3月30日を第1回の利払期日としてその日までの分を支払い、その後、毎年3月30日及び9月30日の2回に、各その日までの前半箇年分を支払う。
 - (2)払込期日の翌日から第1回の利払期日までの期間につき利息を計算するとき及び償還の場合に半箇年に満たない利息を支払うときは、半箇年の日割をもって計算する。
 - (3)利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前日に繰り上げる。
 - (4)償還期日後は、利息をつけない。
10. 元利金支払保証 本債券総額500億円の元金及び利息の支払については、日本国政府により保証されている。
11. 申込期日 令和元年11月20日
12. 割当ての方法 応募超過の場合は、本要項第15号の引受並びに募集の取扱者の代表者が適宜割当額を定める。
13. 払込期日 令和元年11月29日
14. 社債管理者 株式会社みずほ銀行
本債券の社債管理者は、本債券の債権者のために、弁済を受け、又は債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
15. 引受並びに募集の取扱者
みずほ証券株式会社（代表）
大和証券株式会社
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
SMB C日興証券株式会社
野村證券株式会社
岡三証券株式会社
16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構